

諮第1号

退職手当支給制限処分に係る異議申立ての諮問について

滋賀県知事が行った退職手当の支給制限処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第1項の規定による異議申立てについて、次のとおり決定することにつき、同条第4項の規定に基づき、意見を求める。

平成27年2月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

諮第1号 退職手当支給制限処分に係る異議申立ての諮問について

決 定 書 (案)

異議申立人

上記代理人

上記異議申立人から平成25年4月17日付けで提起された滋賀県知事（以下「処分庁」という。）が行った退職手当支給制限処分に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

理 由

第1 異議申立ての趣旨および事案の概要

1 異議申立ての趣旨

処分庁が、平成25年3月27日付けで行った一般の退職手当等の全部を不支給とした処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 事案の概要

第2 異議申立人の主張

第3 処分庁の判断

第4 結論

本件処分は合理的な理由に基づくものであり、裁量権の逸脱はない。

よって、本件異議申立てには理由がないと認められるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成 年 月 日

処分庁 滋賀県知事 三日月 大 造

教 示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に総務大臣に対して、審査請求をすることができます。（ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由のある場合を除き、当該審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
（ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）